

島原地域広域市町村圏組合介護認定審査会規則

平成12年3月23日規則第2号

改正 平成13年5月31日規則第1号 平成16年4月1日規則第1号
平成26年11月25日規則第8号 平成28年3月29日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、島原地域広域市町村圏組合介護保険条例（平成12年島原地域広域市町村圏組合条例第3号）第3条の規定に基づき、島原地域広域市町村圏組合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期と再任)

第2条 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第3条 認定審査会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 認定審査会は、要介護認定又は要支援認定に係る審査及び判定を行うほか、認定審査会の運営に関し必要な会議（以下「運営等会議」という。）を開くことができる。

2 認定審査会は、会長が招集する。

3 運営等会議は、会長及び過半数の委員の出席がなければこれを開き、議決することができない。

4 運営等会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(合議体)

第5条 認定審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、審査及び判定の案件を取り扱う。

2 合議体の数は、12以内とする。

3 合議体を構成する委員の数は、6人以内とする。

4 認定審査会には、前項に規定する合議体を構成する委員のほか、当該委員が欠けたときの予備委員を置くことができる。

5 合議体に長を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

6 合議体の長に事故があるときは、合議体の長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することができる。

7 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、これを開き議決すること

ができない。

8 合議体の議事は、合議体の長を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

9 認定審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって認定審査会の議決とする。

(審査及び判定)

第6条 認定審査会は、認定調査票及び主治医意見書に基づき、審査及び判定を行うものとする。

2 認定審査会は、介護保険の被保険者でない40歳以上65歳未満の生活保護の被保護者について審査及び判定を受託できるものとする。

(議案の提出)

第7条 会長は、認定審査会を開催する場合において、あらかじめ委員に対し会議日程を定めて通知するとともに議案を配布しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する案件が生じたときは、当日追加議案として提出することができる。

(議案等の説明)

第8条 認定審査会に付する議案は、会長又は合議体の長があらかじめ指定した者が説明を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、認定審査会が審査及び判定において必要と認めるときは、当該関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(認定審査会の公開)

第9条 認定審査会は、原則非公開とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

第1条 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

第2条 島原地域広域市町村圏組合介護認定審査会委員の定数を定める条例施行規則（平成11年規則第1号）は廃止する。

附 則（平成13年5月31日規則第1号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年11月25日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。